

「消費者教育の推進に関する法律」の施行にあたって

「消費者教育の推進に関する法律」（以下、「本法」という。）が平成 24 年 12 月 13 日施行されました。

平成 20 年版国民生活白書の中で「消費者市民社会」の考え方が紹介され、日本の消費者教育や消費者意識の現状の問題点が指摘されました。これ以降、日本弁護士連合会や日本消費者教育学会を中心に本法の制定を求める動きが活発化していました。このような動きの中で議論が重ねられ、国と地方公共団体に消費者教育の推進を義務付ける本法が制定されたことは、大変意義があることだと考えています。今後、国、地方公共団体が本法を実効あるものとする施策を実施していかれることを期待し、その動きに注目していきたいと考えています。

本法は、「消費者教育」を、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動」をいうと定義しています（法第 2 条 1 項）。また、「消費者市民社会」については、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義しています（法第 2 条 2 項）。そして、消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員（消費者市民）として、主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行わなければならないとしています（法第 3 条 2 項）。

司法書士は、古くは昭和 50 年代頃から、そして、消費者被害が深刻化した平成 10 年頃以降はより活発に、全国各地で消費者教育を中心とした法教育活動に取り組んできました。この活動に参加している司法書士の有志が結成した「司法書士法教育ネットワーク」（以下、「当ネットワーク」という。）は、ホームページや各種行事を通じて消費者教育と法教育を融合させた「法教育としての消費者教育」の実践を進めていくことを広く呼びかけてきました。また、「法教育としての消費者教育」は、消費者市民としてのシチズンシップを育成する教育としても重要な考え方ではないかという問題提起もしてきました。

このように、消費者市民を育てる法教育のあり方を考え、伝え続けてきた当ネットワークは、本法の施行にあたり以下の項目につきさらに積極的な役割を果たすべく活動してまいります。

司法書士法教育ネットワークの活動指針

1. 学校や大学での法教育、消費者教育の実践、講師活動者のレベルアップ等従前からの活動の中で、本法の意義や消費者市民社会の意義などを積極的に紹介していきます。
2. 消費者の特性（法第 3 条 3 項）や場の特性（法第 3 条 4 項）に応じた諸活動を進めている司法書士ならではの視点から、例えば高齢者に対する消費者教育のあり方や児童養護施設での消費者教育のあり方などについて、様々な提案・貢献ができるように務めていきます。
3. 国、地方公共団体が進める本法の各種施策の実現にも、積極的に協力していきます。

平成 25 年 1 月 19 日

司法書士法教育ネットワーク 会長 西脇正博
役員一同